

2015

5

KAWASAKI

川崎南法人会だより



ホームページも是非ご覧ください

川崎南法人会

検索

<http://www.km-hojinkai.or.jp>

- | |
|----------------------------------|
| 第5回「税に関する絵はがきコンクール」表彰式…2 |
| 東京五輪、ロボットがアシスト／ハイテク作戦で世界をあおてなし…4 |
| エイジフリーに人材戦略は対応できるか…5 |
| 免税店を始めるにはどうすればいいの？…6 |
| 大学発ベンチャーを地方創生に生かせ…7 |
| 国税庁からのお知らせ…8 |
| 身近な法律相談…9 |
| 大動脈瘤 episode 1 …10 |
| 法人会の活動報告…11 |
| 神奈川県からのお知らせ…12 |
| 平成27年度 税務署職員採用試験のお知らせ…14 |
| 新入会員のご紹介・主要事業予定…15 |

第5回「税に関する絵はがきコンクール」表彰式

平成27年3月18日（水）川崎県税事務所会議室において、第5回「税に関する絵はがきコンクール」表彰等贈呈式が行われました。

「税に関する絵はがきコンクール」は、小学生への租税教育活動として、毎年実施しています。租税教室などを通じて、学童に“税の大切さ”や税金は毎日の生活の中でどのように役立っているかということを小学生のみなさんに知っていただき、理解と関心を深めてもらうことが目的です。

作品応募多数の中から優秀作品は、川崎南税務署長賞1点、川崎南法人会会长賞3点、川崎南法人会青年部会長賞4点、川崎南法人会女性部会長賞5点が選ばれました。



会長賞



川崎市立京町小学校3年
堂脇 寛士さん

会長賞



川崎市立大師小学校6年
藤本 瞥弥さん

会長賞



川崎市立京町小学校6年
松丸 雅樂さん

女性部会長賞



川崎市立小田小学校4年
小倉 怜さん

税務署長賞



川崎市立京町小学校5年
米村 爽汰さん

女性部会長賞

川崎市立幸町小学校6年
出来 葵さん

女性部会長賞

川崎市立東小田小学校6年
垣花 美希さん

女性部会長賞

川崎市立東小田小学校6年
落合 明純さん

女性部会長賞

川崎市立東小田小学校6年
吉田 紫瑞乃さん

青年部会長賞

横浜市立市場小学校5年
鶴田 宗一朗さん

青年部会長賞

川崎市立殿町小学校6年
榎本 知輝さん

青年部会長賞

川崎市立東小田小学校6年
関 彩乃さん

青年部会長賞

川崎市立東小田小学校6年
中尾 帆花さん

[作者紹介]

神谷一郎（かみや・いちろう） イラストレーター、デジタルイメージ会員、日本出版美術家連盟会員など。専修大法学部卒後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・WEB等で活躍中。第35回集英社YJ新人賞、第51回講談社漫画賞などを受賞。第4回デジタルアートコンテスト佳作。著作に「マニアックサイバー」（グラフィック社刊）。

7つの
間違い探し

*右の絵と左の絵には相違点が7か所あります。見つかりますかな？（答えは5頁にあります）

東京五輪、 ロボットがアシスト／ ハイテク作戦で世界をおもてなし

産経新聞科学部記者

伊藤壽一郎

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックは、熱い人間ドラマが楽しみなスポーツの祭典ですが、日本の技術力をアピールする絶好のチャンスもあります。そのため内閣府は2月、臨場感あふれる立体映像やロボットを駆使する「ハイテクおもてなし作戦」を正式決定。技術革新を加速し、経済成長につなげる考えです。

◆超臨場感の多視点映像

内閣府の計画によると、競技会場では、観客席から肉眼では豆粒ぐらいにしか見えない競技の様子が、迫力ある巨大立体映像となって空中に浮上。席の位置ごとに異なった角度で見える超臨場感が体験できます。

多視点映像という技術で、競技エリアをぐるりと囲んだ多数のカメラで撮影した映像を、空中に設置した巨大な透明スクリーンに投影。観客からは、自分の席に応じた角度の映像が見える仕組みです。カメラの撮影範囲の隙間に当たる死角は、隣接する2つのカメラの映像からコンピューターで瞬時に合成し、あらゆる角度から楽しめます。

床面に、競泳などの様子を超臨場感で立体投影することも可能。休憩時間中に別会場の競技の様子を映したり、遠隔地の観戦イベント会場で映写することも視野に入れています。

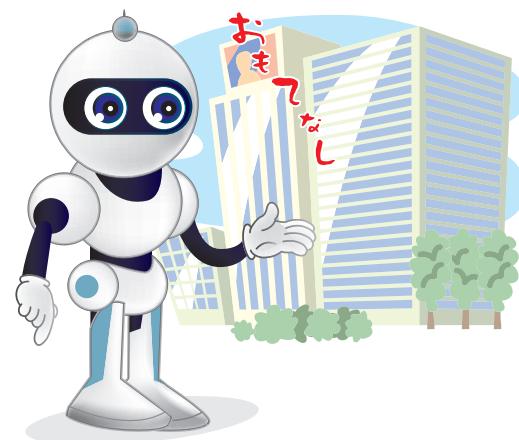
◆日本のお家芸も大活躍

もちろん、日本のお家芸であるロボットも大活躍します。外国人観光客のため、多言語対応の翻訳システムと、観光ガイドも兼ねた高精度な電子地図を備えた案内ロボットが、言語の壁を越えて円滑に意思疎通し、座席へもご案内。翻訳システムと電子地図はスマートフォン用のアプリとしても配布するため、スマホで観客同士の国際交流が花開くかもしれません。

また、言葉が不自由な障害者のために、帽子のような形のセンサーを頭に装着するだけで、考えた内容をパソコン画面などに表示して意思を伝える「ブレーン・マシン・インターフェース」(BMI)という、脳ロボットとも呼ばれるシステムの導入も盛

り込まれています。

さらに、筋肉を動かそうとする神経の電気信号を皮膚から読み取り、歩行などを補助する装着型ロボット、パワーアシストスーツも投入。これは、特に日本が世界をリードしている分野で、席が会場の入り口から遠い高齢者や、重労働のボランティアへの貸し出しなど、多様な用途が考えられています。観光客の増加が予想される富士山などで、登山の補助用にも利用できないか検討中です。



◆会場を花でいっぱいに

バイオテクノロジーを活用した「花のおもてなし」もあります。大会の時期が、ほぼ真夏で花が傷みやすいことから、最新のバイオ技術で日持ちが良い花の品種を多数開発し、逆に会場や交通の要所などを花でいっぱいに。特に表彰台は華やかに彩って、勝者には日本らしさを演出した特製の花束を贈ります。

ビッグデータの活用も目玉の一つです。会場内外に赤外線センサーや防犯カメラを多数設置し、人の流れなどについて膨大なデータを収集・解析して混雑を予測。それを避ける最適な誘導を実現し、犯罪やテロの防止にも活用します。このほか、会場間を結ぶ新型の自動運転バスの開発や、環境にやさしい燃料電池車の多用も目指します。

ハイテク作戦の計画決定を受けて、山口俊一科学技術担当相は、「日本の最先端科学を発信し世界をリードする絶好のチャンスだ」と意欲を見せ、東京オリンピック・パラリンピック組織委員会も、「最高水準の技術のショーケースとしたい」と決意を表明。2020年が、ますます楽しみになってきました。

筆者紹介

伊藤壽一郎（いとう・じゅいちろう）

東京都生まれ。学習院大学卒業後、産経新聞社に入社し、文化部、経済部、社会部などを経て2002年から科学部。現在は文部科学省の科学技術部門を担当し、原子力から地震、宇宙、物理、化学、生物、ITまで、幅広い分野を取り扱っている。著書に「生きもの異変 温暖化の足音」(共著、扶桑社刊)、「新ライバル物語 聰いが生む現代の伝説」(共著、柏書房)などがある。

エイジフリーに人材戦略は対応できるか

雇用問題コメンテーター

長嶋俊三

・専門能力、高意欲、高生産性が強み

少子高齢化が進行する中、社会経済の成長を図るにはエイジフリーは避けて通れない課題である。企業はこれに対応できる準備をしておく必要がある。では、エイジフリーという人材戦略は成り立つか。結論から言えば、イエスである。数多くの高齢者雇用事例をみると、高齢社員には高齢社員にしかない「専門能力」「高意欲」「高生産性」という3つの強みがあることがわかる。この強みを活かす仕組みと働きかけがあれば、企業にとってなくてはならない戦力として能力を活用できるはずである。

・最適問題解決能力を活用する

高齢者の持つ強みのもっとも大きなものは「専門能力」であるが、職務経験によって培われてきた「問題解決能力」は、仕事を進め、会社が利益を上げていくうえで非常に重要な能力である。人の知能には、「流動性知能」と「結晶性知能」があるといわれる。前者は情報処理を決める知能で、記憶力に代表され、20歳代をピークに低下するといわれる。一方、「結晶性知能」は、経験が蓄積された知識の結晶で生涯にわたり発達していく。加齢とともに流動性知能から結晶性知能へ、その知能の強みが変化してくる。20歳代では流動性知能の記憶力が強みで、仕事の正しい処理、操作ができるようになる。それが30歳代を越えるころから結晶性知能が発達してきて、仕事に習熟するだけでなく、職場で起きるトラブルに対し現状を回復させ、問題を解決していく問題解決能力が発達してくる。さらに年をとり職責もあがってくると、解決すべき課題の難度もあがってくる。それまでに直面したいくつもの决策や最適な処理方法が頭に思い浮かぶようになる。これが最適問題解決能力である。

筆者紹介

長嶋俊三（ながしま・しゅんぞう）

1947年生まれ。明治大学卒。新聞記者、TVディレクターを経て、79年より（財）高年齢者雇用開発協会発行の月刊誌『エルダー』の編集を創刊から担当。2011年6月、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を退職。著書に『60歳からの仕事』（清家篤慶應義塾大学教授と共に著、講談社刊）、『エージレス就業社会』（共著、日本能率協会マネジメントセンター刊）などがある。

・3段階ですすむ能力の陳腐化

専門能力という強みを持つ高齢者だが、個人まかせでほったらかしにすると、3段階で陳腐化してくる。第1段階は、その場しのぎの能力開発である。とくに若い時期に基礎的な専門知識を体系的、系統的に学習するのではなく、その場の仕事に必要な能力開発で済ませていると、20代から陳腐化が始まることになる。こういう状態で年を重ねてくると、その職場でのライオン化のプロセスに入る。日常の仕事処理には必ずしも専門能力は必要ない。過去の知識経験があれば処理できるし、熟練してくれば早く正確にできるようになる。企業環境の変化に対応できる能力を持ったエキスパートがいればその熟練者の陳腐化を指摘できるが、いなければ熟練者は職場の頂点に立つライオンとなってしまう。ライオン熟練者が管理職に昇進してくると、人も組織も中身のないテンプラ構造化してくるという第3段階に踏み込むことになる。変化に対応できる専門能力がなくても部下などを動かして仕事をすることもできるわけで、社内影響力を専門能力と誤認しつづけることになる。高齢者は組織人ではなく、固有の専門能力をもった職業人としなければ、エイジフリーの人材戦略にはならない。



免税店を始めるにはどうすればいいの？

（経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答）

税理士
野川悟志

- リサ** 最近、外国人旅行者を見かけることが多くなりましたが、円安の影響もあるのでしょうか。
- サキ先生** 観光だけでなく、買い物が目的で訪日する方も多いですね。日本政府観光局(JNTO)の発表によれば、2014年の訪日外客数は1,300万人を突破したようで、過去最高だそうです。東京オリンピック・パラリンピック開催の2020年には、2,000万人を目指すとされていますね。
- リサ** 外国人旅行者の方には日本の電化製品や化粧品などが人気のようですが、販売の際に消費税を免税で販売することができる場合があると聞きました。どういう場合ですか。
- サキ先生** 「輸出物品販売場」で販売した場合は消費税をかけず免税で販売できる制度があります。これは、一般的には「免税店」と呼んだ方がなじみがあるかもしれません、外国人旅行者などの非居住者向けの消費税免税制度になります。免税店の数は、観光庁の発表によれば、2014年10月1現在で9,361店となっています。2013年4月1日現在の4,622店と比べると約2倍の伸びとなっていますので、事業者の方も関心が高いということでしょうね。
- リサ** なるほど「免税店」ですか。消費税が8%となった今では、それが免税になるのは、外国人旅行者にとっては、大きなメリットですね。この免税店を始めるには何が必要なのでしょうか。
- サキ先生** まず、事業者の納税地（一般的には、本店の所在地）の所轄税務署長に申請書を提出して、許可を受ける必要があります。
- リサ** 許可を受ければ、免税で販売できるのですね。販売の際に気を付けることはありますか。
- サキ先生** 販売の際には、パスポートなどを確認することも必要です。ほかに、例えば、電化製品やカバン、時計などは「一般物品」として、同一の非居住者に対して、同一の店舗における1日の一般物品の販売額の合計額が1万円を超える場合に、免税で販売できることになります。
- また、食料品や飲料類、化粧品などは「消耗品」として分類され、同様に、販売額の合計額が5千円を超え50万円までの範囲内の場合に、免税で販売できることになります。ただし、消耗品を販売する場合、開封されないようにするなど包装方法にも注意が必要です。
- リサ** なるほど、いろいろと気を付けなければいけないですね。
- サキ先生** 必要な手続きはありますが、このような制度を使って売上げがアップするのであれば、活用を検討したいですね。あと、税制改正で、2015年4月から免税店制度が一部緩和される予定です。現状は店舗ごとに免税販売手続きが必要ですが、商店街やショッピングセンターなど、店舗が集合しているような場合、第三者に免税販売手続きを委託することが可能となります。

「リサとサキ先生の税務問答」バックナンバー（執筆者）

- ①会社の慰安旅行で海外に行きたいけど大丈夫なの（野川）、②給与所得者の特定支出控除の特例の改正（互井）、③誤って印紙税を納付した場合、返してもらえるの（山端）、④1人当たり5,000円以下の飲食代は会議費なの（小池）、⑤残業した場合の食事の支給は課税されないので（河内）

筆者紹介

野川悟志（のがわ・さとし）

1965年生まれ。国税庁課税総括課、国税局法人課税課などを経て、東京都品川区で税理士登録。

近著「免税店のはじめ方」（税務経理協会）、「間違うと痛い！印紙税の実務Q&A」（共著、大蔵財務協会）など。HPは【しながわ税経事務所】で検索。



「キャンパスベンチャーグランプリ東京大会」は、学生がユニークなアイデアや事業プランを競い合うコンテストで、次代を担う人材の育成と新産業の創造を目的にしている。11回目にあたる2014年度は、地方創生の起爆剤になりそうなダイヤモンドの原石のような発表が相次いだ。

「日本酒の製造工程で大量に廃棄される米の研ぎ汁がもったいない」—長岡技術科学大学大学院の研究チーム（十河圭輔代表）は米の研ぎ汁のバイオマス利用を提案する。酒造業者を訪れた際、米の研ぎ汁を微生物によって分解しメタンに転換することでエネルギーとして利用できないかと考えた。いかにも酒どころの新潟県に所在する大学らしい着想だ。米の研ぎ汁はデンプンを基質とし炭水化物を多く含む。プランでは嫌気性リアクターの中に研ぎ汁を流入させ、微生物を使って加水分解から酸生成、メタン発酵へ持ち込む。有効な排水処理技術が普及していない中小酒造業者への導入を想定しており、酒造業者は取り出したメタンを加熱に利用することでエネルギーを削減し酒のPRにも繋げられるという。

慶應義塾大学、東京大学大学院、上智大学の研究チーム（大社一樹代表）は導入コストが従来の太陽光利用型植物工場の5分の1という超低コストの露地水耕栽培システムを開発した。苗の生産を人工光栽培（植物工場）で行い、その後は苗を屋外設備へ植え替え、太陽光を利用して水耕栽培する。植物工場は栽培期間が長いほど多額の電気代がかかり採算が悪化するが、このシステムは植物工場での生産を栽培期間の短い苗に絞り込むことで、生産コストを低く抑えられる。すでに苗の生産や栽培システムの開発・販売を行う株式会社セプトアグリ（千葉県千葉市）を設立。生産者は苗を生産せず同社から購入する方式をとるため本園での生産に徹することができ、電気代の大幅な節約が可能になる。加えて露地栽培のためハウスを使う水耕栽培に比べ鉄やビニールなどの資材を大幅に節減でき、設備投資は1反あたり550万円（水道・電気開通済み）で済む。このため従来は15年以上要していた水耕栽培システム

の投資回収にかかる期間を早ければ2年末満に短縮できる。

視覚障害者団体でつくる日本盲人会連合の調査によると、駅のプラットホームから転落した経験のある視覚障害者は3割強に上り、なかには死亡事故に至るケースもあるという。東京工科大学と明治学院大学の研究チーム（安藤将大代表）は視覚障害者がより安全で快適に公共の場を歩けるよう、情報通信技術（ICT）を活用したナビゲーションサービスを提案する。具体的には、ICタグを埋め込んだ視覚障害者用点字ブロックに、ICタグ読取機能とバイブルーション機能を備えた専用の白杖を連動させる。バイブルーションのパターンを複数用意することで視覚障害者に複雑な情報を伝達でき、足裏の触覚で点字ブロックの形状を判断する場合に比べ目的地までの経路をより正確につかめる。ICT化により点字ブロックの突起を少なくすれば、お年寄りや幼児のつまずきを防ぐという副次的な効果も見込めるという。

大学には地方創生の鉱脈が眠っていそうだ。大学のイノベーション・シーズが製造業や農業、福祉といった地域に潜在するニーズと結び付くことで新たなビジネス価値を生み出し、若者の地方への流入や定着を促す効果が期待できよう。それを具現化するのが大学発ベンチャーだが、地方創生に生かすのは容易ではない。帝国データバンクが大学発ベンチャー600社の実態を調査したところ、大学発ベンチャーの所在地は大学数で他を圧倒する東京都が4分の1を占め、しかも設立5年末満は半数以上が赤字経営という。

政府は地方創生の総合戦略で2020年までに地方で30万人の若者向け雇用を創出する目標を掲げ、東京の企業を地方に移転させようとしているが、有効な解にはなりにくい。ならば、大学発ベンチャーの地方分散化や支援にもっと本腰を入れるべきだろう。



大学発ベンチャーを地方創生に生かせ

日刊工業新聞社 論説委員

岡田直樹

筆者紹介

岡田直樹（おかだ・なおき）

1984年、日刊工業新聞社に入社。中小企業取材を振り出しに、生命保険・損害保険・銀行など金融業界、半導体メーカーなど電機業界、NTTはじめ通信業界、経済産業省、金融庁を担当。その後、論説委員として工場災害や製品事故、防災（BCP）などに携わる。埼玉県出身。

国税庁ホームページをご活用ください

国税庁ホームページに、番号制度の概要やFAQなどを掲載したサイトを公開しております。トップページにバナーが貼られており、そちらからご覧いただけます。ぜひ活用してください。

The screenshot shows the NTA homepage with a large green banner in the center reading '平成26年分 確定申告特集'. Below the banner, there's a red rectangular box highlighting the '社会保障・税番号制度' link. A large red arrow points downwards from the top banner area to the detailed information page below.

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

ホーム | 税について調べる | 申告・納税手続 | 活動報告・発表・統計 | 国税庁概要・採用 | 調達・その他の情報

新着情報 | 訪問者別に調べる | 税目別に調べる | 所得税 | 法人税 | 消費税 | 保育税 | 個人所得 | 遺産税 | 印紙税 | 一般税

トピックス

平成26年分 確定申告特集

相続税・贈与税特集

社会保障・税番号制度

トピック一覧

国税庁概要・採用

路線図 | 公売情報 | 動画で見る | 税の情報 | 税の仕事 | 税の学習コーナー

源泉徴収義務者の方へ | 消費税法改正のお知らせ | ご紹介します | 国税庁と税務署の仕事 | 税務情報 | メールマガジン

〒100-0078 東京都千代田区霞が関3-1-1 宮廷番号・案内課 Copyright ©国税庁

リンク English 注意事項

社会保障・税番号制度について

お問い合わせ

社会保障・税番号制度の目的

今後の取り組み

今後の取り組みスケジュール

社会保障・税番号制度の詳細やお問い合わせは

社会保障・税番号制度の最新情報やお問い合わせ

- 内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html> (マイナンバー)
- マイナンバーのコールセンター（全国共通ナビダイヤル）**0570-20-0178**
※ ナビダイヤルは通話料がかかります 平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）

国税に関する社会保障・税番号制度の最新情報

国税庁ホームページのトップページにある をクリック
<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm>

法人番号の最新情報

国税庁ホームページのトップページにある をクリックし、「法人番号について（紹介コーナー）」をご覧ください。



身近な法律相談



弁護士 渡部 英明

今回は、労働問題について、検討していきたいと思います。最近、職場の「いじめ・嫌がらせ」「パワーハラスメント」は、社会問題としても取り上げられております。労使で取り組むべき「パワーハラスメント」の問題点について、みていきましょう。

Q₁

「職場のパワーハラスメント」とはどのようなものですか。

A₁

厚生労働省において、平成23年7月～平成24年1月にかけて、「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ」(以下「WG」といいます。)が開催されました。WGは、労使が予防・解決に取り組むべき行為を「職場のパワーハラスメント」と呼ぶことを提案しています。

WGによる「職場のパワーハラスメント」とは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。

Q₂

「職場のパワーハラスメント」は上司から部下へのいじめ・嫌がらせだけを指しているのですか。

A₂

いいえ。それだけではなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して行われるものも含まれます。人間関係や専門知識の優位性を背景としたいじめ・嫌がらせも「職場のパワーハラスメント」に含まれます。

Q₃

上司が部下を指導する際、「職場のパワーハラスメント」になってしまう可能性があるとなると、上司は部下に対する指導が「パワーハラスメント」になっていないかどうか気を付けなければならないのですね。

A₃

そうですね。上司は部下の指導の際、「パワーハラスメント」に当らないか、注意をしていく必要があります。

ただ、WGにおける報告でも、業務上の指導との線引きが難しいとの指摘を踏まえ、労使が予防・解決に取り組むべき行為は「業務の適正な範囲を超える」精神的苦痛・肉体的苦痛を与える行為又は職場環境を悪化させる行為と整理しています。そうすると、業務上必要な指示や注意・指導を不満に感じる部下がいたとしても、これらが「業務上の適正な範囲」で行われている場合であれば、パワーハラスメントには当たらないと解することができます。

Q₄

「職場のパワーハラスメント」に当たりうる行為にはどのようなものがありますか。

A₄

WGによれば、以下の行為類型が挙げられています。
 ①暴行・傷害（身体的な攻撃）、②脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言（精神的な攻撃）、③隔離・仲間外し・無視（人間関係からの切り離し）、④業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害（過大な要求）、⑤業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと（過小な要求）、⑥私的なことに過度に立ち入ること（個の侵害）、です。

①について、業務の遂行に關係するものであっても「業務の適正な範囲」に含まれません。②③について、業務の遂行に必要な行為であるとは通常想定できないので、原則として、「業務の適正な範囲」を超えるものと考えられます。④～⑥は業務上の適正な指導との線引きが必ずしも容易ではありませんが、何が「業務の適正な範囲を超えるか」について、各企業・職場で認識をそろえ、その範囲を明確にしていくことが望ましいとされています。

大動脈瘤 episode1



川崎大動脈センター

皆さん、”大動脈瘤”という病気を知っておられますか？有名人では司馬遼太郎さんやアイアン・シューインさんなどがこの病気で亡くなっています。深刻な状態になる前に動脈瘤を早期発見することが重要となります。その大動脈瘤という病気について、ご説明させていただきます。



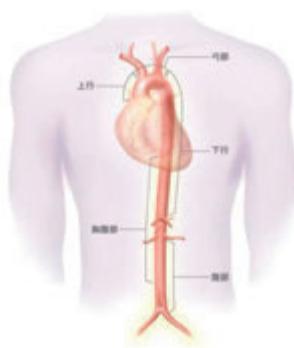
川崎幸病院 副院長
心臓血管外科部長
川崎大動脈センター長
山本晋

大動脈瘤とは…

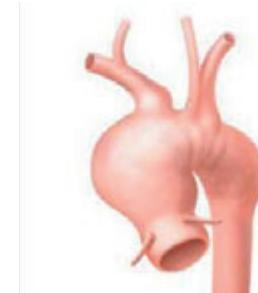
腹部にできる**腹部大動脈瘤**、胸部にできる**胸部大動脈瘤**、胸部から腹部にまたがってできる**胸腹部大動脈瘤**などがあります。

動脈瘤は血管の老化現象である動脈硬化が原因となる場合が多いといわれています。つまり、歳をとるとだれでもこの病気になる可能をもっているのです。

特に、動脈硬化を促進する原因：喫煙、高血圧、糖尿病、高コレステロール血症などをもっている方は可能性が高くなります。



大動脈の構造



大動脈瘤

ほとんどの大動脈瘤は無症状です。

他の病気のために検査をしたとき、偶然発見される場合が多く、逆にいうと検査をしなければ発見されることはありません。大動脈瘤は無症状というところに、落とし穴があります。しかも、健康診断などでおこなわれている胸部レントゲン検査では、大動脈瘤があっても発見されない、見逃される場合が多いです。仮に、病院に行って、“大動脈瘤が心配なので、検査して下さい”などと頼んでも、せいぜい胸部レントゲンをとられて、心配ないと言われることが多いようです。本来であれば、**大動脈瘤の診断に欠かせないCT撮影をおこなって、大動脈瘤を発見しなければなりません**。

なぜここまでして、症状もなく、何の問題もない大動脈瘤をわざわざ発見しなければならないのでしょうか？

それは、大動脈は通常直径が2～3cmですが、ある一定の大きさ(5～6cmといわれています)を超えると大動脈瘤とよび、この大きさになると血管が破裂する可能性が増大します。**動脈が破裂すると体内に大出血をおこし、手術をおこなっても救命することができます。したがって、無症状の動脈瘤を発見し、破裂する前に手術をおこなうことが重要となります。**動脈瘤の治療の目的は、まさに、この破裂の予防にほかなりません。

次回は、“もしあなたが大動脈瘤ですと病院で診断されたら”を予定しております。

ご相談・ご質問等は、右記までお気軽にご連絡ください。



川崎市幸区大宮町31番27
TEL 044-544-4611(代表)
※大動脈コーディネーター迄

法人会の活動報告

2/5 木

幸支部合同健康セミナー

会場：ミューザ川崎市民交流室
 テーマ：「驚異の“肩甲骨ほぐし”肩こり撃退術」
 講師：u-balからだ塾代表 上原 健志 氏



2/19 木

社員研修講座

会場：川崎市産業振興会館
 テーマ：「ディズニーランドに学ぶ接客術」
 講師：CS向上コンサルタント・トレーナー
 藤田 理恵 氏



2/13 金

東支部健康セミナー

会場：サンピアンかわさき
 テーマ：「本当に大丈夫？食の安全」
 講師：消費者問題研究所 代表 垣田 達哉 氏



3/6 金

決算法人説明会

会場：川崎市産業振興会館
 講師：東京地方税理士会 担当税理士
 川崎南税務署 担当官



3/17 火

女性部会 年度末研修会

会場：コミュニティハウスさくら
 テーマ：「最近の税務行政の課題と対応」
 講師：川崎南税務署 松沢 玲子 副署長
 テーマ：「思わず!?笑いの出る体操」
 講師：(有)ヤン・スポーツ企画 日永 保美 氏



2/6 金

法人会セミナー

会場：ミューザ川崎 市民交流室
 テーマ：「相続対策・事業承継の勘どころ」
 講師：相続アドバイザー・不動産コンサルタン
 トマスター 加藤 豊 氏



3/19 木

源泉部会 研修会

会場：川崎市教育文化会館
 テーマ：「源泉徴収事務（手続き編）」
 講師：川崎南税務署 法人課税第2部門
 大野 勇実 上席国税調査官





資本金・出資金1億円超の普通法人に係る法人事業税及び地方法人特別税の税率改正 ～平成27年4月1日以後に開始する事業年度から～

改正の概要

- 平成27年度税制改正に係る地方税法の改正により、法人事業税の所得割の税率引下げと外形標準課税の拡大が行われました。
 - ・ 資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」といいます。）が1億円超の普通法人に係る外形標準課税（付加価値割、資本割）を、2年間で段階的に拡大（27年度 現行の1.5倍、28年度以降 現行の2倍）
 - ・ 地方法人特別税の税率を、所得割の税率の引下げに合わせて見直し
- この地方税法の改正に伴い、県では、神奈川県県税条例に定める法人事業税の税率の改正を行いました。

資本金が1億円超の普通法人に係る法人事業税及び地方法人特別税の税率

区分		税率	
		改正前	改正後
法人事業税	所得のうち年400万円以下の金額	2.376 (2.2) %	1.744 (1.6) %
	所得のうち年400万円を超える年800万円以下の金額	3.456 (3.2)	2.507 (2.3)
	所得のうち年800万円を超える金額	4.644 (4.3)	3.379 (3.1)
	本県と他の2以上の都道府県において事務所等を設けて事業を行う法人	4.644 (4.3)	3.379 (3.1)
	付加価値割	0.504 (0.48)	0.756 (0.72)
	資本割	0.21 (0.2)	0.315 (0.3)
地方法人特別税		基準法人所得割額の67.4%	基準法人所得割額の93.5%

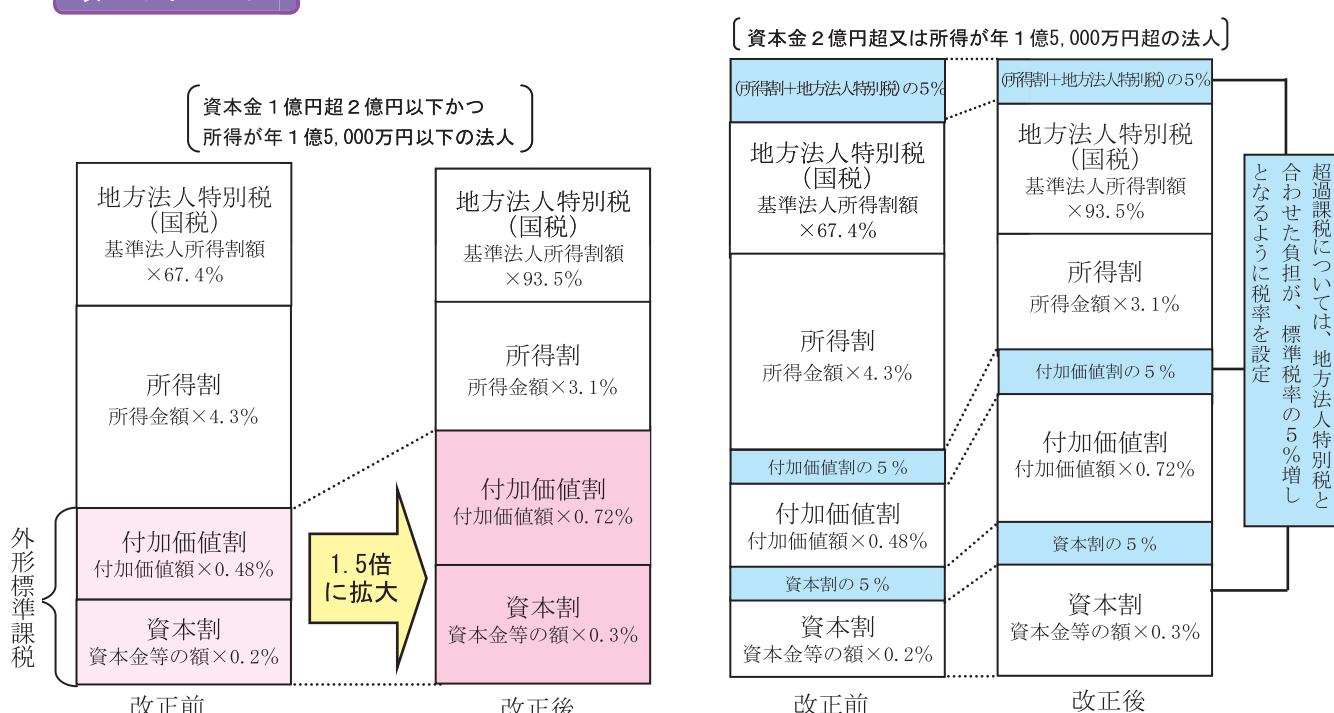
備考1 基準法人所得割額とは標準税率によって計算した所得割額をいい、標準税率とは法人事業税の税率欄（）書きの税率です。

2 表中の（）書きは、不均一課税対象法人（注）に適用される税率です。
(注) 資本金が2億円以下で、かつ、所得が年1億5,000万円以下の法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）

3 法人事業税の改正後の税率は、平成27年4月1日に施行した県税条例に基づくものです。

改正のイメージ

（所得割の税率は、所得区分800万円超のもの）



法人事業税の外形標準課税の拡大に伴う措置

○ 付加価値割における所得拡大促進税制の導入

(平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度)

外形標準課税の拡大に際し、賃上げを促進する観点から、法人税の所得拡大促進税制における「控除対象給与等支給増額」を付加価値割の課税標準の報酬給与額から控除し、増額に係る付加価値割額を、実質的に税額控除することとされました。

[税額控除相当額] 法人税の控除対象給与等支給増額 × 税率 × 雇用安定控除調整率

[要件] (1) 基準年度と比較して、

平成27年度：3%以上

平成28年度：4%以上

平成29年度：5%以上

の給与等総支給額が増加

(2) 給与等総支給額が前年度以上であること

(3) 平均給与等支給額が前年度を上回ること

○ 法人事業税の税率の改正に伴う負担変動の軽減措置 ※対象法人：資本金1億円超の普通法人

(平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度)

外形標準課税の拡大により負担増となる法人（欠損法人、事業規模に比して所得が小さい法人）のうち、事業規模が一定以下の法人について、2年間に限りこれを軽減する経過措置が講じられました。

付加価値額30億円以下の法人 ⇒ 負担増となる額の1/2を軽減

付加価値額30億円超40億円未満の法人 ⇒ 負担増となる額に1/2から0の間の率を乗じた額を軽減

法人事業税資本割の課税標準の見直し

(平成27年4月1日以後に開始する事業年度から)

法人事業税資本割の課税標準について、原則、従来どおり下記(1)としつつ、(1)が(2)を下回る場合に(2)とすることとされました。

- (1) 法人税法上の「資本金等の額」
- (2) 「資本金」と「資本準備金」の合計額

※ 法人事業税資本割の課税標準の資本金等の額が特に大きい法人に対しては、従前どおり配慮措置が講じられています。

◎詳しくは、最寄りの県税事務所までお問い合わせください。

事務所	電話番号(代表)	事務所	電話番号(代表)
横浜 県税事務所	(045) 651-1471	相模原 県税事務所	(042) 745-1111
神奈川 県税事務所	(045) 321-5741	横須賀 県税事務所	(046) 823-0210
緑 県税事務所	(045) 973-1911	平塚 県税事務所	(0463) 22-2711
戸塚 県税事務所	(045) 881-3911	藤沢 県税事務所	(0466) 26-2111
川崎 県税事務所	(044) 233-7351	小田原 県税事務所	(0465) 32-8000
高津 県税事務所	(044) 833-1231	厚木 県税事務所	(046) 224-1111

平成27年度 税務職員採用試験のお知らせ

人事院では、下記のとおり「平成27年度税務職員採用試験」を行います。
興味のある方は、税務署までお気軽にお問い合わせください。

記

◇受験資格

- ① 平成27年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び平成28年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- ② 人事院が①に掲げる者に準ずると認める者

◇申込書交付期間

- ※できるだけ、インターネットで申込みをしてください。
- ①インターネットによる申込書のダウンロード
平成27年5月11日（月）～7月1日（水）
【インターネット申込専用アドレス <http://www.jinji-shiken.go.jp/jukan.html>からダウンロードすることができる。】
 - ②郵送・持参申込用
平成27年5月11日（月）～6月24日（水）（土・日曜日は除く。）

◇申込書受付期間

- ①インターネット
平成27年6月22日（月）～7月1日（水）
【インターネット申込先 <http://www.jinji-shiken.go.jp/jukan.html>】
- ②郵送又は持参
平成27年6月22日（月）～6月24日（水）

◇受験申込先

人事院関東事務局 〒330-9712 さいたま市中央区新都心1-1

◇試験日

- ①第1次試験 平成27年9月6日（日）
- ②第2次試験 平成27年10月14日（水）～10月23日（金）のうち、指定する日

※詳細については、お気軽に川崎南税務署・総務課（TEL 044-222-7531内線320）までお尋ねください。

法人会 インターネットセミナーのご案内

川崎南法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://www.km-hojinkai.or.jp/>



川崎南法人会のホームページから無料でセミナーが受講できます。好みのセミナーをパソコンから選んで頂き、マウスでクリックするだけで、「映像」と「音声」による本格的セミナーが受講できます。

●利用できる方

川崎南法人会会員企業（一部のセミナーは一般の方もご利用できます）

●利用方法

川崎南法人会ホームページから一般の方は8タイトル、会員の方は、会員専用サイトにIDとパスワードを入力してログイン後、300タイトル2000本以上のセミナーがご覧いただけます。

ID・パスワードは

会員ID:hj0215 パスワード:4852

300タイトル2000本以上のセミナーが無料で受講できます

新入会員のご紹介

(平成27年2月1日～平成27年3月31日)

支部名	法人名	代表者	所在地	業種	紹介者
中央	株式会社ランドメディカル	清川 竜之進	駿府本町14-6-1階	調剤薬局	大同生命保険㈱
中央	株式会社セントラルエキスプレスライン	吉川 英治	宮前町8-15 パールビルディング301	国際運送業	事務局
中央	株式会社チータージャパン	森田 翔士	砂子2-8-1 シヤンボール互恵ビル709	貿易・人材紹介等	(有)太陸
中央	株式会社どんぐりーず	今泉 繁美	砂子2-8-1 シヤンボール川崎砂子616	電気回路設計	(有)太陸
南	株式会社秋塗	秋山 隆伸	追分町5-1-202	建設業	A.I.U損害保険㈱
南	株式会社ライツコンサイドレー	新井 浩介	追分町2-1-602	倉庫・業務請負・派遣	A.I.U損害保険㈱
南	株式会社フールド	国 春一	浅田2-17-19	電気工事業	A.I.U損害保険㈱
東	株式会社和光産業	阿部 和光	四谷上町9-3	燃料・特殊ガス販売	株式会社後藤ライト工業所
東	株式会社クールミン	恩田 省三	田町3-13-2	化学洗滌剤の販売	大同生命保険㈱
幸	株式会社みづほ装業	小笠原 大介	塚越1-20-11	内装工事業	A.I.U損害保険㈱
幸	株式会社オール・レンタル	朝日 孝臣	南幸町3-126-1 川崎市地方卸売市場	総合レンタル・イベント設営	大同生命保険㈱
幸	株式会社日本貸工場倉庫事業協同組合	瀬古 東一	南加瀬5-36-8	不動産管理業	株式会社川崎保険センター
幸	株式会社永創技術	陳 鋼	塚越4-345-1-523	ソフトウェアの開発、販売他	株式会社一心屋
幸	株式会社見村鉄骨グループ	見村 靖子	南加瀬5-36-8	不動産管理業	株式会社川崎保険センター

賛助会員 小澤 裕司

川崎区駅前本町20-11 本町共同ビル7階

事務局

川崎南法人会 主要事業予定

5月

11日月

●源泉部会 役員会

会場：サンピアンかわさき
時間：15:30～16:30

●源泉部会 報告会

会場：サンピアンかわさき
時間：16:30～17:30

12日火～10日間

●初級筆記講習会

講師：東京地方税理士会 川崎南支部
橋本 光志 税理士

会場：コミュニケーションハウスさくら
時間：18:00～20:00

13日水

●第1回 広報委員会

会場：川崎信用金庫 本店
時間：11:00～12:00

14日木

●日帰りバス研修旅行

会場：千葉県方面「航空科学博物館・米屋工場見学 水の郷佐原」

15日金

●決算法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎南税務署

時間：13:30～16:30

18日月

●源泉部会 研修会

テーマ：「給与所得の源泉徴収事務」
講師：川崎南税務署 法人課税第2部門
大野 勇実 上席国税調査官

会場：川崎市教育文化会館
時間：14:00～16:00

18日月

●青年部会 報告会

会場：サンピアンかわさき
時間：17:30～18:30

20日水

●新設法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎南税務署

時間：13:30～16:00

21日木

●社員研修講座

テーマ：「ビジネスマナー講座」
講師：(株)SUGIコーポレーション

代表取締役 杉本 直鴻 氏

会場：川崎市教育文化会館

時間：10:00～16:00

27日水

●女性部会 報告会

会場：東海道かわさき宿交流館

時間：16:30～17:30

6月

3日水

●救急救命講習会（普通救命講習）

講師：川崎消防署 救急救命士 担当官

会場：川崎消防署

時間：13:30～16:30

11日木

●第3回 通常総会及び記念講演会

会場：川崎日航ホテル

時間：記念講演会 13:30～15:00

通常総会 15:20～17:00

12日金

●法人会研修会

テーマ：「マイナンバー制度と税務について」

講師：国税庁長官房企画官 猪野 茂 氏

会場：川崎市産業振興会館

時間：15:00～16:30

17日水

●決算法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他

会場：川崎南税務署

時間：13:30～16:30

19日金

●第1回 厚生事業等推進委員会

会場：煌蘭

時間：16:30～17:30

●第1回 福利厚生事業推進協議会

会場：煌蘭

時間：18:00～20:00

22日月～10日間

●実務経理セミナー

講師：東京地方税理士会 川崎南支部

会場：川崎南税務署

時間：18:00～20:00

23日火

●源泉部会 研修会

講師：特定社会保険労務士 佐野 好夫 氏

会場：川崎市教育文化会館

時間：14:00～16:00

法人会からお知らせ



会費の自動引落のお知らせ



当会会費の口座自動振替契約をされている方は、平成27年度上期分（平成27年4月～平成27年9月）の会費をご指定の金融機関から引き落とさせて頂きます。

※自動引落は通帳の摘要欄に印字されますので領収証の発行は省略させて頂きます。

予めご了承くださいますようお願いいたします。

6月8日引落

三井住友銀行・横浜銀行・りそな銀行・みずほ銀行・静岡中央銀行
三菱東京UFJ銀行・さわやか信用金庫

6月15日引落

川崎信用金庫
芝信用金庫

税務無料相談

相談日

毎週火曜日 午後1時～3時

5月の相談日／12日(火)、19日(火)、26日(火)

6月の相談日／2日(火)、9日(火)、16日(火)、23日(火)

相談については、事前に事務局までご連絡ください。

場所

公益社団法人 川崎南法人会事務局 ☎ 044-233-4852
川崎区宮前町8-15 パールビル3F (宮前町バス停前)

法律無料相談

相談日

ご希望の日程、時間をお知らせください
お気軽にご相談ください

場所

横浜綜合法律事務所
横浜市中区住吉町1-2 (スカーフ会館3F)
相談については事前に事務局までご連絡ください。
(☎ 044-233-4852)

第3回通常総会 記念講演会

開催日時: 2015年 6月11日(木)

受付開始: 13時00分
開 会: 13時30分

会 場: 川崎日航ホテル 11階(橋の間)

第一部 記念講演会 13時30分~15時00分

テーマ 「今後の日本経済の展望」

講 師 第一生命経済研究所 主席エコノミスト
永濱 利廣 氏 (ながはま としひろ)

95年早稲田大学理学部卒、05年東京大学大学院経済学研究科修士課程修了。95年4月第一生命保険入社。98年4月より日本経済研究センター出向。00年4月より第一生命経済研究所経済調査部副主任研究员、04年4月より同主任エコノミストを経て、08年4月より現職。

経済財政諮問会議政策コメンテーター、総務省消費統計研究会委員、景気循環学会理事兼事務局長、一橋大学大学院商学研究科非常勤講師、跡見学園女子大学非常勤講師、国際公認投資アナリスト(CIIA)、日本証券アナリスト協会検定会員(CMA)、(株)あしぎん総合研究所客員研究员、あしかが輝き大使。



第二部 第3回通常総会 15時20分~17時00分

議 題

- ・平成26年度収支決算報告承認の件
(会計監査報告)
- ・任期満了に伴う役員選任承認の件

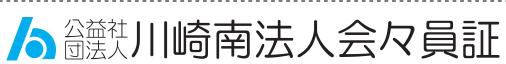
報告事項

- ・平成26年度事業報告
- ・平成27年度事業計画
- ・平成27年度収支予算

※第3回通常総会及び記念講演会についての詳しいご案内は別途5月上旬までに郵送致します。

※総会欠席の場合は必ず委任状をご返信ください。

お問合せ 公益社団法人 川崎南法人会事務局 TEL233-4852



この会員シールを切り取って、法人税確定申告書の別表1の「欄外左下余白」に貼付してください。

e-Tax ご利用の場合は、「法人事業概況説明書」の「16加入組合等の状況」欄に(公社)川崎南法人会と入力してください。